

東京外国語大学附属図書館支援基金取扱要項

〔 令和6年2月21日 〕
規 則 第14号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学基金規程第8条第2項の規定に基づき、東京外国語大学附属図書館支援基金(以下「基金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この基金は、東京外国語大学附属図書館の資料、施設、設備、サービスの充実に資することを目的とする。

(基金の用途)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、以下の用途に充当するものとする。

- (1) 図書・雑誌・データベースの購入・契約・維持・管理に係る経費
- (2) 附属図書館施設・設備の購入・維持・管理に係る経費
- (3) その他附属図書館が提供する利用者サービスに係る経費

(運営)

第4条 基金の運営については、図書館委員会が案を策定し、基金委員会が審議の上、決定するものとする。

(事業の継続)

第5条 事業の継続については、各事業年度の収支の状況、事業の達成状況及び今後の計画等を踏まえて、基金委員会で審議の上、決定するものとする。

(雑則)

第6条 その他本基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。